

# 相模原市個人情報保護条例

平成16年12月22日

条例第23号

改正 平成17年12月21日条例第70号

平成18年3月9日条例第1号

平成18年12月25日条例第56号

平成21年3月31日条例第20号

平成21年12月22日条例第38号

平成21年12月22日条例第45号

平成24年3月27日条例第1号

平成25年12月24日条例第46号

平成27年2月2日条例第2号

平成27年7月1日条例第33号

平成27年12月24日条例第79号

平成29年3月27日条例第6号

平成29年1月31日条例第1号

平成30年3月26日条例第7号

相模原市個人情報保護条例(平成4年相模原市条例第29号)の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護(第6条 第13条)

第3章 自己の個人情報に関する権利

第1節 開示(第14条 第27条)

第2節 訂正(第28条 第35条)

第3節 利用停止(第36条 第43条)

第4節 審査請求(第43条の2 第51条)

第5節 他の法令等との調整(第52条)

第4章 雑則(第53条 第60条)

第5章 罰則(第61条 第65条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の取扱いに関する必要な事項並びに市の実施機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(平27条例33・一部改正)

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 実施機関の職員 実施機関の地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)であって、議会の議員(議会の議員が、議会の議員以外の地方公務員として個人情報を取り扱う場合を除く。)以外のものをいう。

(3) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法

人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平18条例56・平21条例45・平27条例33・平29条例6・平30条例7・一部改正)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で事務事業の目的達成のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(平18条例1・平24条例1・平30条例7・一部改正)

(保有個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により個人を検索し得る形で保有個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「保有個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した保有個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 保有個人情報取扱事務の名称
- (2) 保有個人情報取扱事務の目的
- (3) 保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の収集の方法
- (5) 保有個人情報の利用等の範囲
- (6) 保有個人情報の記録の内容

2 前項の公文書には、次に掲げるものは含まない。

(1) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)の職員に関する保有個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので別に定めるもの

(2) 市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので別に定めるもの

3 実施機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 実施機関は、第3項の規定により登録した保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該保有個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、保有個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 3 0 条例 7 ・ 一部改正)

(収集の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

( 1 ) 法令等の規定に基づき収集するとき。

( 2 ) 本人の同意に基づき収集するとき。

( 3 ) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

( 4 ) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

( 5 ) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、市の機関又は国等が行う事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

3 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。

( 1 ) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急に必要なとき。

( 2 ) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

( 3 ) 取扱目的を本人に明示することにより、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

( 4 ) 取得の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

4 実施機関は、第 2 項第 5 号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りで

ない。

- 5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定に該当して収集がされたものとみなす。

(平21条例45・平30条例7・一部改正)

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第10条及び第11条において同じ。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

- 2 実施機関は、前項第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、明らかに本人の利益等に資すると認めるときは、別に定める範囲で本人以外のものに保有個人情報を提供することができる。ただし、当該本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(平18条例56・平21条例45・平27条例33・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的の範囲を超えて利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平 2 7 条例 3 3 ・ 追加 ・ 一部改正)

(保有個人情報の提供等に伴う措置)

第 1 0 条 実施機関は、第 9 条第 1 項ただし書の規定により実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、そのものに対し、別に定めるところにより、当該提供に係る個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の規定は、実施機関が事務の遂行のために取扱目的の範囲内において保有個人情報を実施機関以外のものに提供等する場合において準用する。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 1 条例 4 5 ・ 平 2 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(オンライン結合による提供)

第 1 1 条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 一部改正)

(正確性、安全性等の確保)

第 1 2 条 実施機関は、取扱目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。



2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(委託等に伴う措置)

第 1 3 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に市の公の施設の管理を行わせるときは、当該契約等において、個人情報の適正な取扱いについて受託者又は指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(平 2 1 条例 4 5 ・ 一部改正)

### 第 3 章 自己の個人情報に関する権利

#### 第 1 節 開示

(保有個人情報の開示を請求できる者)

第 1 4 条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第 2 8 条第 2 項及び第 3 6 条第 2 項において同じ。)は、本人に代わって前項の規定による請求をすることができる。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 1 条例 4 5 ・ 平 2 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(開示請求の方法)

第 1 5 条 前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

( 1 ) 開示請求をする者の氏名及び住所

( 2 ) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第25条第3項、第29条第2項及び第37条第2項において同じ。))であることを。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。))に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平18条例56・平21条例45・平27条例33・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。))のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)開示請求者(第14条第2項の規定による請求にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人。以下この号及び次号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。))以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの  
その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの

ア監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、

正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ  
イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ  
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ  
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれ  
オ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

- ( 6 ) 人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の保持及び秩序の維持に関する情報であつて、開示請求者に開示をしないことが適当と認められるもの
- ( 7 ) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により明らかに開示することができないとされているもの
- ( 8 ) 第 1 4 条第 2 項の規定による請求に係る本人に関する情報であつて、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの

( 平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 1 条例 4 5 ・ 平 2 7 条例 2 ・ 平 2 7 条例 3 3 ・ 平 3 0 条例 7 ・ 一部改正 )

( 部分開示 )

第 1 7 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 号の情報 ( 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。 ) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平18条例56・平27条例33・平30条例7・一部改正)

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報(第16条第7号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(平18条例56・平27条例33・一部改正)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平18条例56・一部改正)

(開示請求に対する決定)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の開示しない旨の決定(第17条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定に係る保有個人情報が、その決定の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかとなるときは、その旨を付記するものとする。

(平18条例56・一部改正)

(開示決定等の期限)

第 2 1 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して 1 4 日以内に行わなければならない。ただし、第 1 5 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して 6 0 日以内とすることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、その期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 2 2 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 6 0 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

( 1 ) この条の規定を適用する旨及びその理由

( 2 ) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(平 1 8 条例 5 6 ・平 2 7 条例 3 3 ・一部改正)

(事案の移送)

第 2 3 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第 3 4 条第 1 項及び第 3 節において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、第 2 0 条の規定にかかわらず、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければ

ならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平18条例56・平27条例33・一部改正)

(第三者保護に関する手続)

第24条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平18条例56・平27条例33・一部改正)

(開示の実施)

第25条 開示請求に係る保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 第1項に規定する保有個人情報の開示に当たり、開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第14条第2項の規定による請求にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提示しなければならない。

(平18条例56・一部改正)

(開示の特例)

第26条 第15条第1項、第20条第1項(通知に係る部分に限る。)、第21条、第22条及び前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があつたとき直ちに全部を開示するものとしてあらかじめ定めた保有個人情報について、開示請求があつたときは、口頭その他別に定める方法により開示することができる。

(平18条例56・一部改正)

(開示に伴う保有個人情報の閲覧の手数料等)

第27条 第25条第1項及び第2項に規定する保有個人情報の閲覧に係る手数料は、相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の規定にかかわらず無料とする。

2 第25条第1項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(平18条例56・一部改正)

第2節 訂正

(保有個人情報の訂正を請求できる者)

第28条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事



実に誤りがあると思料するときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による請求をすることができる。

(平18条例56・一部改正)

(訂正請求の方法)

第29条 前条の規定による請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正請求をしようとする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による請求にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平18条例56・平21条例45・一部改正)

(保有個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(平18条例56・一部改正)

(訂正請求に対する決定)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 第24条第1項及び第3項の規定は、前2項の決定(以下「訂正決定等」という。)について準用する。この場合において、同条第1項中「開示請求に」とあるのは「訂正請求に」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「開示に」とあるのは「訂正に」と、「開示決定」とあるのは「第31条第1項の決定」と、「開示を」とあるのは「訂正を」と読み替えるものとする。

(平18条例56・平27条例33・一部改正)

(訂正決定等の期限)

第32条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して60日以内とすることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、その期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第33条 前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求のあった日の翌日から起算して60日以内に訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、第31条の規定にかかわらず、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第31条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(平18条例56・一部改正)

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平18条例56・平27条例33・平29条例6・一部改正)

### 第3節 利用停止

(保有個人情報の利用停止を請求できる者)

第36条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が、第6条に規定する取扱いの制限を超え取り扱われているとき、第8条第1項若しくは第2項の規

定によらないで収集されたとき、第9条第1項若しくは第9条の2の規定によらないで利用されているとき、番号法第20条の規定によらないで収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定によらないで作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去  
(2) 実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報が、第9条第1項又は番号法第19条の規定によらないで提供がされているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による請求をすることができる。

(平18条例56・平21条例45・平27条例33・平29条例1・一部改正)

(利用停止請求の方法)

第37条 前条第1項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求及び同条第2項の規定による請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して当該利用停止請求をしようとする者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による請求にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、

その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 1 条例 4 5 ・ 一部改正)

(保有個人情報の利用停止義務)

第 3 8 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 一部改正)

(利用停止請求に対する決定)

第 3 9 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 第 2 4 条第 1 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について準用する。この場合において、同条第 1 項中「開示請求に」とあるのは「利用停止請求に」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、「開示に」とあるのは「利用停止に」と、「開示決定」とあるのは「第 3 9 条第 1 項の決定」と、「開示を」とあるのは「利用停止を」と読み替えるものとする。

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(利用停止決定等の期限)

第 4 0 条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して 3 0 日以内にしなければならない。ただし、第 3 7 条第 3 項の規定により補正を求めた

場合によっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して60日以内とすることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、その期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求のあった日の翌日から起算して60日以内に利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(事案の移送)

第42条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において利用停止決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、利用停止請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、第39条の規定にかかわらず、移送を受けた実施機関において、当該利用停止請求についての利用停止決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第39条第1項の決定(以下「利用停止決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該利用停止決定に基づき利用停止の実施をしなければならない。

(平18条例56・一部改正)

(保有個人情報の提供先への通知)

第43条 実施機関は、利用停止決定に基づく保有個人情報の利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平18条例56・一部改正)

第4節 審査請求

(平27条例79・改称)

(審理員の指名の適用除外)

第43条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平27条例79・追加)

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について、第24条第3項に規定する反対の意思を表示した意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合(当該保有個人情報の訂正について、第31条第3項において読み替えて準用する第24条第3項に規定する反対の意思を表示した意

見書が提出されている場合及び参加人意見書において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合(当該保有個人情報の利用停止について、第39条第3項において読み替えて準用する第24条第3項に規定する反対の意思を表示した意見書が提出されている場合及び参加人意見書において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)を添えてしなければならない。

(平18条例1・平18条例56・平25条例46・平27条例79・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第45条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について反対の意思を表示した意見書を提出した、第24条第1項(第31条第3項又は第39条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する第三者(以下「開示等に係る第三者」という。)(当該開示等に係る第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平27条例79・一部改正)

(開示等に係る第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合は、当該裁決の日と開示、訂正又は利用停止を実施する日との間に少なくとも2週間を置か



なければならない。この場合において、実施機関は、当該裁決後直ちに、開示等に係る第三者に対し、当該裁決をした旨及びその理由並びに開示、訂正又は利用停止を実施する日を書面により通知しなければならない。

( 1 ) 開示決定、訂正決定又は利用停止決定に対する開示等に係る第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

( 2 ) 審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(以下「開示等の決定」という。)(開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報について、全部の開示、訂正、又は利用停止をする旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示、訂正又は利用停止をする旨の裁決(開示等に係る第三者である参加人が当該開示等に係る第三者に関する情報の開示等に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 7 条例 3 3 ・ 平 2 7 条例 7 9 ・ 一部改正)

(審査会の調査権限等)

第 4 7 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平 1 8 条例 1 ・ 平 1 8 条例 5 6 ・ 平 2 5 条例 4 6 ・ 平 2 7 条例 7 9 ・ 一部改正)

(意見の陳述等)

第 4 8 条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、

口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(平 2 7 条例 7 9 ・ 一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第 4 9 条 審査会は、第 4 7 条第 4 項若しくは前条の規定により提出された意見書又は第 4 7 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは前条の規定により提出された資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、諮問実施機関が審査会に提出した意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

4 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

5 第 3 項に規定する意見書又は資料の閲覧に係る手数料は、相模原市手数料条例の規定にかかわらず無料とする。

(平 2 5 条例 4 6 ・ 平 2 7 条例 7 9 ・ 一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第 5 0 条 第 4 4 条第 1 項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(平 2 7 条例 7 9 ・ 一部改正)

第 5 1 条 削除

(平 2 5 条例 4 6 )

第 5 節 他の法令等との調整

(他の法令等との調整)

第52条 第1節の規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧又は縦覧の手続が定められているとき、公文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているとき、その他第25条第1項及び第2項に規定する方法と同一の方法による保有個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示については、適用しない。

2 第2節の規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

3 第3節の規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報の利用停止については、適用しない。

4 前3項のいずれかに該当する場合において、前節の規定は適用しない。

(平18条例56・平27条例33・一部改正)

#### 第4章 雑則

(受託者等の責務)

第53条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの又は市の公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平21条例45・平27条例33・一部改正)

(出資法人等の責務)

第54条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等が保有する個人情報の保護が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(協力の要請)

第55条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して、協力を求めるものとする。

(平21条例45・旧第56条繰上)

(審議会及び審査会の委員の守秘義務)

第56条 審議会及び審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平21条例45・旧第57条繰上)

(適用除外)

第57条 前2章の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報及び同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 歴史的文化的資料の保存を目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報

(3) 相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第2条第3項に規定する歴史的公文書に記録されている個人情報

(平21条例20・平21条例38・一部改正、平21条例45・旧第58条繰上、平25条例46・一部改正)

(苦情処理)

第58条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(平21条例45・旧第59条繰上)

(運用状況の公表)

第59条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(平21条例45・旧第60条繰上)

(委任)

第60条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(平21条例45・旧第61条繰上)

## 第5章 罰則

### (罰則)

第61条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者

(2) 第53条第2項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者

(平18条例56・一部改正、平21条例45・旧第62条繰上・一部改正)

第62条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例56・一部改正、平21条例45・旧第63条繰上)

第63条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平21条例45・旧第64条繰上)

第64条 第56条の規定に違反して秘密を漏らした審査会の委員(その職を退いた者を含む。)は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例56・追加、平21条例45・旧第65条繰上・一部改正、平25条例46・一部改正)

第65条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平18条例56・旧第65条繰下・一部改正、平21条例45・旧第66条繰上)

### 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の相模原市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第24条の規定によりされている申出については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 5 津久井町及び相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧津久井町個人情報保護条例(平成9年津久井町条例第15号)又は旧相模湖町個人情報保護条例(平成13年相模湖町条例第3号)(以下「旧町条例」という。)の規定によりされている是正の申出については、なお旧町条例の規定の例による。

(平17条例70・追加)

- 6 編入日前に旧町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例70・追加)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 7 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前に旧城山町個人情報保護条例(平成11年城山町条例第9号)又は旧藤野町個人情報保護条例(平成14年藤野町条例第15号)(以下「旧2町条例」という。)の規定によりされている是正の申出については、なお旧2町条例の規定の例による。

(平18条例56・追加)

- 8 2町の編入の日前に旧2町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18条例56・追加)

附 則(平成17年12月21日条例第70号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月9日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(相模原市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に附則第6項の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「旧附属機関設置条例」という。)の規定により設置された相模原市個人情報保護審査会に対して、この条例による改正前の相模原市個人情報保護条例第44条の規定によりなされた諮問(この条例の施行の際答申がされていないものに限る。)及びその調査審議の手続は、新審査会に対して、この条例による改正後の相模原市個人情報保護条例の相当規定によりなされた諮問及びその調査審議の手続とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧附属機関設置条例の規定により設置された相模原市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)が調査審議している事案は、新審議会が調査審議している事案とみなす。

附 則(平成18年12月25日条例第56号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則の改正規定は同年3月11日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第20号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年1月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の相模原市個人情報

報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により、公平委員会がした処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の相模原市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定により人事委員会がした処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により、公平委員会に対してされている請求その他の行為は、新条例の規定により人事委員会に対してされている請求その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第36条の規定によりされている請求の取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第46号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月2日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成28年1月1日

(3) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(準備行為)

- 2 実施機関(第1条の規定による改正後の相模原市個人情報保護条例(以下「新条



例」という。)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から保有している事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、この条例の施行の際同条第4号に規定する保有個人情報に該当することとなるもの(以下「個人事業情報」という。)又は同条第6号に規定する保有特定個人情報を取り扱う事務に係る新条例第7条第3項の規定による保有個人情報取扱事務登録簿への登録(登録した事項の変更を含む。)については、施行日前においても行うことができる。

- 3 実施機関は、個人事業情報について、新条例の規定による相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会からの意見の聴取を施行日前に行う必要がある場合は、施行日前においても同審議会の意見を聴くことができる。

附 則(平成27年12月24日条例第79号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第4条の規定による改正後の相模原市個人情報保護条例第3章第4節の規定は、施行日以後にされた相模原市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等(以下「開示決定等」という。)、同条例第31条第3項に規定する訂正決定等(以下「訂正決定等」という。)、同条例第39条第3項に規定する利用停止決定等(以下「利用停止決定等」という。)又は同条例第15条第1項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)、同条例第29条第1項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。)若しくは同条例第37条第1項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月31日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 実施機関は、第2条の規定による改正後の相模原市個人情報保護条例第6条ただし書の規定による要配慮個人情報の取扱いについては、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴くことができる。